

佐倉都市計画地区計画の決定（佐倉市決定）

都市計画宮前ローズタウン地区地区計画を次のように決定する。

平成7年2月28日告示

名	称	宮 前 ロ ー ズ タ ウ ン 地 区 地 区 計 画
位	置	佐倉市宮前一丁目、宮前二丁目及び宮前三丁目の各一部の区域
面	積	約 1 8 . 0 ha
区 域 の 整 備 、 開 発 及 び 保 全 の 方 針	地区計画の目標	本地区は、京成佐倉駅の北に位置し、宅地開発による計画的な住宅地としての土地利用及び都市施設の整備が行なわれ、良好な住環境が形成されている区域である。 そこで、地区計画を策定することにより、良好な住宅地としての環境を維持・保全することを目標とする。
	土地利用の方針	本地区は、既に一戸建て専用住宅を主とした土地利用がなされており、この住環境が損なわれないように、良好な土地利用を図る。
	地区施設の整備方針	本地区内には、幅員16mの都市計画道路及び幅員6mの道路網が整備され、街区公園も一体的に配置されているので、これらの機能が損なわれないように維持及び保全を図る。
	建築物等の整備方針	本地区における地区計画の目標に基づき、ゆとりある閑静な住宅地として、良好な住環境が形成されるように整備を図る。
地 区 整 備 に 関 する 事 項 計 画	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。 ただし、公益上必要なもので市長が認めたものについては、この限りではない。 1. 長屋 2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿
	建築物の敷地面積の最低限度	1 6 5 m ²
	建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代る柱の面から敷地境界線までの距離は、1 m以上とする。 ただし、次のものを除く。 1. 敷地境界線からの距離が1 m未満にある外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が、3 m以内のもの 2. 車庫 3. 物置で高さが2.5 m以下で、かつ面積が5 m ² 以下のもの

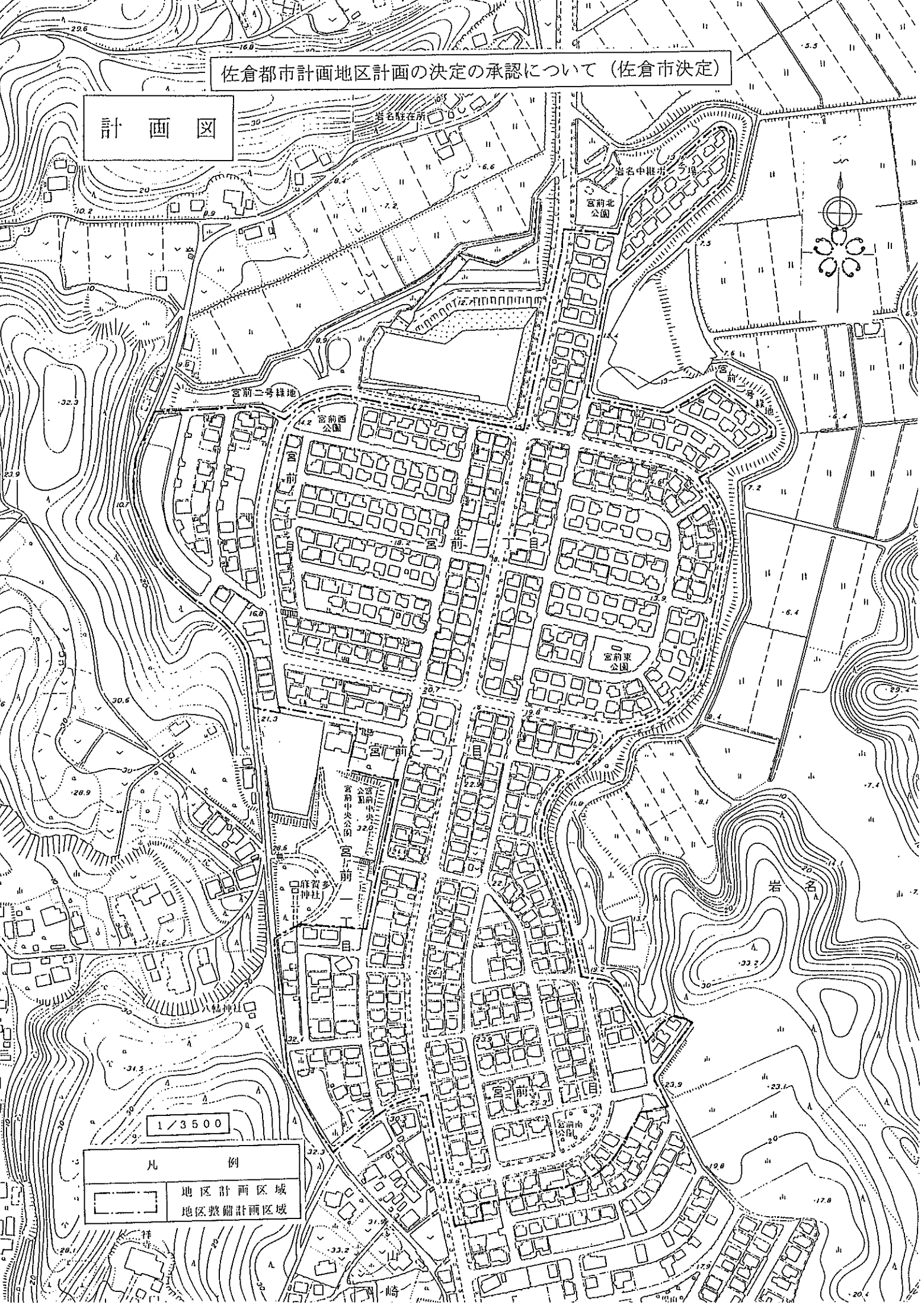
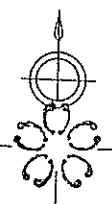
『地区計画区域及び地区整備計画区域は計画図表示のとおり』

理 由 : 宮前ローズタウン地区の良好な住環境の維持及び保全を図るため、地区計画を決定する。

建築確認申請を伴う場合は地区計画の届出は不要となります。

佐倉都市計画地区計画の決定の承認について (佐倉市決定)

計 画 図



1/3500

	地区計画区域
	地区数値計画区域